野々市市人権教育・啓発に関する行動計画(案)に対する パブリックコメントの実施について

野々市市第一次総合計画に掲げる施策の一つ「思いやりのまちづくり」の中の「人権意識の高揚」に取り組む上での基本的な方針を明らかにする「野々市市人権教育・啓発に関する行動計画」を策定するにあたり、次のとおり本計画 (案)に対するパブリックコメントを実施します。

様々な視点から、多くの皆様からのご意見、ご提言をお寄せください。

1 計画策定の目的

本市は、これまで国や県と連携を図りながら人権教育・人権啓発を推進してまいりましたが、より一層効果的な取り組みが求められており、今後も国や県の計画に沿いながら本市の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を明らかにするため、本計画を策定するものです。

2 意見等募集の目的

学識経験者と福祉施設所長及び現在、人権が関係する活動を実践している市民の代表者の方々からなる野々市市人権教育・啓発に関する行動計画策定委員会からのご意見、ご提言を踏まえて策定した、この野々市市人権教育・啓発に関する行動計画(案)をより良いものとするため、広く市民の皆様からのご意見、ご提言をお伺いするものです。

3 パブリックコメントの対象 野々市市人権教育・啓発に関する行動計画(案)とします。

4 意見等募集の期間

平成30年1月25日(木)から2月13日(火)まで

5 意見等を提出できる方

- 〇 野々市市に住所のある方
- 〇 野々市市内の事務所や事業所にお勤めの方
- 〇 野々市市に事務所や事業所をお持ちの方
- 〇 野々市市の学校に在学される方
- 〇 その他、野々市市人権教育・啓発に関する行動計画の策定により利害 関係を生ずる個人又は法人

6 意見等の提出方法

郵送、電子メール、ファックス又は文書の持参のいずれかの方法によるものとします。応募には、氏名、住所、年齢、本計画(案)に対する意見等を記載してください。(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名、事務所又は事業所の所在地を記載。)

なお、電話や口頭での意見等の募集には応じません。

必要事項が記載されていない場合には、意見等として取り扱わない場合が あります。

7 計画(案)の閲覧と意見等募集用紙の入手方法

計画(案)は、市ホームページと次の施設でご覧になることができます。 また、意見等募集の様式は、市ホームページからダウンロードしていただ くか、次の窓口で入手してください。

• 市役所 1 階 企画振興部市民協働課 窓口

8 意見等の公表

提出された意見等の内容、提出された意見等に対する本市の考え方、また、 意見等を受けて本計画(案)を修正した場合には、その修正箇所を市ホーム ページに掲載し、お知らせします。

掲載の時期については、平成30年2月末を目途として、速やかに行います。 なお、ご意見をいただいた方の氏名、住所、年齢は公表いたしません。

9 意見等の提出先

次のいずれかの方法により提出してください。

【郵送による場合】

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地 野々市市企画振興部市民協働課 市民相談係

【電子メールによる場合】

kyoudou@city.nonoichi.lg.jp

【ファックスによる場合】

宛先 野々市市企画振興部市民協働課 市民相談係 ファックス番号 076(227)6259

【文書持参の場合】

市役所1階 企画振興部市民協働課 市民相談係までお持ちください。

10 その他

- 提出されたご意見について、提出者個人への回答はいたしません。
- O 提出されたご意見等のうち、類似したご意見などについては、趣旨が 変わらない程度に編集し、取りまとめた上で公表する場合があります。
- 〇 パブリックコメントの募集は、具体的なご意見等の収集を目的としています。募集内容とは明らかに関係のないご意見や、明らかに悪意を持ったご意見であると判断される場合には、このパブリックコメントに対する意見として取り扱いません。
- O お預かりした個人情報は、野々市市個人情報保護条例に基づき適正に 管理し、公表することはありません。